

# 北海道網走養護学校いじめ防止基本方針について

令和8年改定

## I いじめの定義等について

### 1 いじめの定義

○いじめとは、児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめの理解

- (1) いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- (2) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- (3) 多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけではなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
- (4) 「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処もありうる。
- (5) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (6) 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## II 網走養護学校いじめ防止基本方針について

### 1 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な影響を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。

### 2 基本理念

- (1) いじめの芽はどの児童にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての児童生徒が、いじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服する。
- (4) いじめを受けた児童生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- (5) 児童生徒に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。
- (6) 発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- (7) 児童生徒が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

### 3 いじめの要因

- (1) 児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こり得る。
- (2) 大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (3) 「加害者」と「被害者」という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在も問題である。
- (4) 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- (5) 児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

### 4 具体的ないじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

### 5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

### 6 関係者の責務

#### 学校及び教職員の責務

- 児童生徒のささいな変化兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 児童生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりしない。

保護者の責務

- 家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。
- その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応する。
- 道、網走市、学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めること。

地域の役割

- 児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。
- 児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努める。

### III いじめの防止の基本的な取り組み

#### 1 いじめ防止のための取り組み

- (1) 児童の権利に関する条約や子ども基本法の趣旨を踏まえ、指導に当たっては、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害児童生徒、加害児童生徒及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すもので、決して許されるものではないことや、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることを理解させる機会を充実する。
- (2) 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえる。
- (3) 児童生徒の発達の段階に応じて、人の喜びや悲しみを共有したり、美しいものを美しいと感じたりするなど、豊かな心と感性を育む教育の充実を図り、社会性や規範意識を高める取組の実施を推進する。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実する。
- (5) 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- (6) いじめの防止等に資する活動として、学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合えるよう、児童生徒の自主的な活動を推進する。
- (7) 道は、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒や保護者への啓発、教職員への研修を実施する。
- (8) いじめの防止等に関する実践的な調査研究や、いじめの防止等に関するプログラムの普及を進める。
- (9) 「多様な背景を持つ児童生徒」に対して、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、プライバシーに十分配慮しながら、日常的に、当該児童生徒の特性やおかれている状況等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う取組を推進する。
- (10) いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達の段階に応じ、他の幼児と関わる中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう取組を推進する。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

## 2 早期発見のあり方

- (1) 児童生徒に対するアンケート調査や教育相談を定期的実施する。
    - 実施月～5月、10月（実施内容～いじめの有無など）
  - (2) 児童生徒や保護者からのいじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を整備する。
  - (3) 児童生徒や保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を配置するなど相談体制を充実する。
  - (4) 児童生徒に自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させる取組を推進する。
  - (5) 道立学校におけるいじめの防止等の取組、校内研修の実施状況や定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握のための取組状況を点検し、必要な措置を講ずる。
  - (6) ネットパトロールの実施（担当教諭によるパトロール）
  - (7) 電話相談窓口の周知など
    - 子どものいじめに関する相談窓口（0120-3882-86）
    - オホーツク教育局教育相談電話（0152-44-7262）
    - メール相談（[doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp](mailto:doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp)）
    - おなやみポスト
- ※主な相談窓口一覧は、Ⅶ参照

## 3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 家庭、地域との連携（サイト・SNS・携帯メール・ゲーム（オンライン・通信機能））
- (2) 対応マニュアルの活用（ネットパトロール・削除要請・警察署への通報・関係機関との連携）

#### IV いじめ防止等の対策のための組織

##### 1 校内組織

###### (1) いじめ対策委員会

○校長をはじめとする管理職（教頭）や各学部の主事、生徒指導主事、寮務主任、養護教諭で構成する。

###### (2) 役割

○いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。

○いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

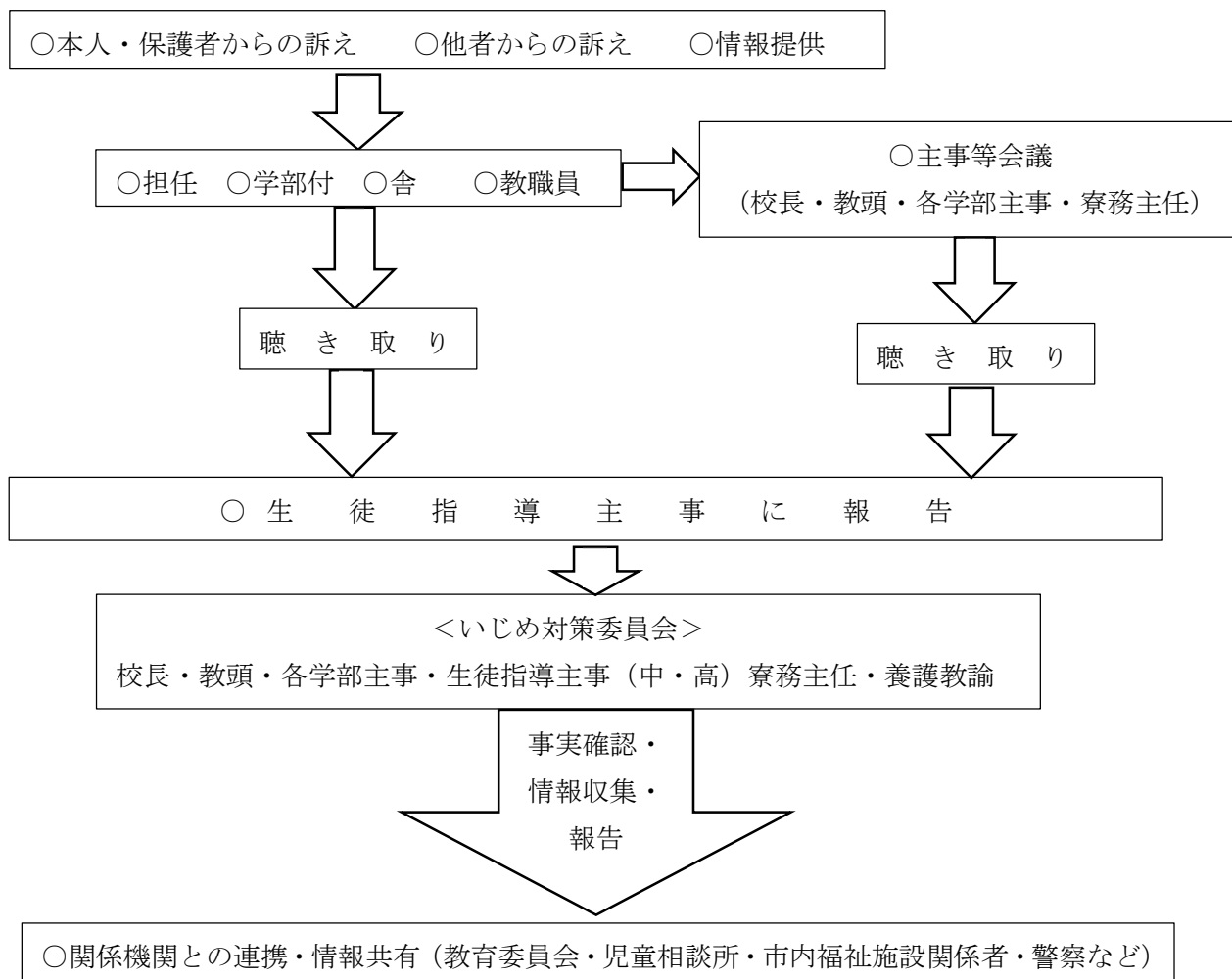
○いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割

○いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成実行・検証・修正を行う役割

○被害児童生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割。

##### 2 いじめ防止対策のための組織



## V 重大事態への対処

### 1 重大事態の発見と調査

○学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、当該重大事態と同種の事態発生防止のため、速やかに組織を設け、事態関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 2 情報の提供

○学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に関わるいじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対し、事実関係等そのたの必要な情報を適切に提供する。

### 3 重大事態の意味

いじめにより当該学校に在籍する

- 児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

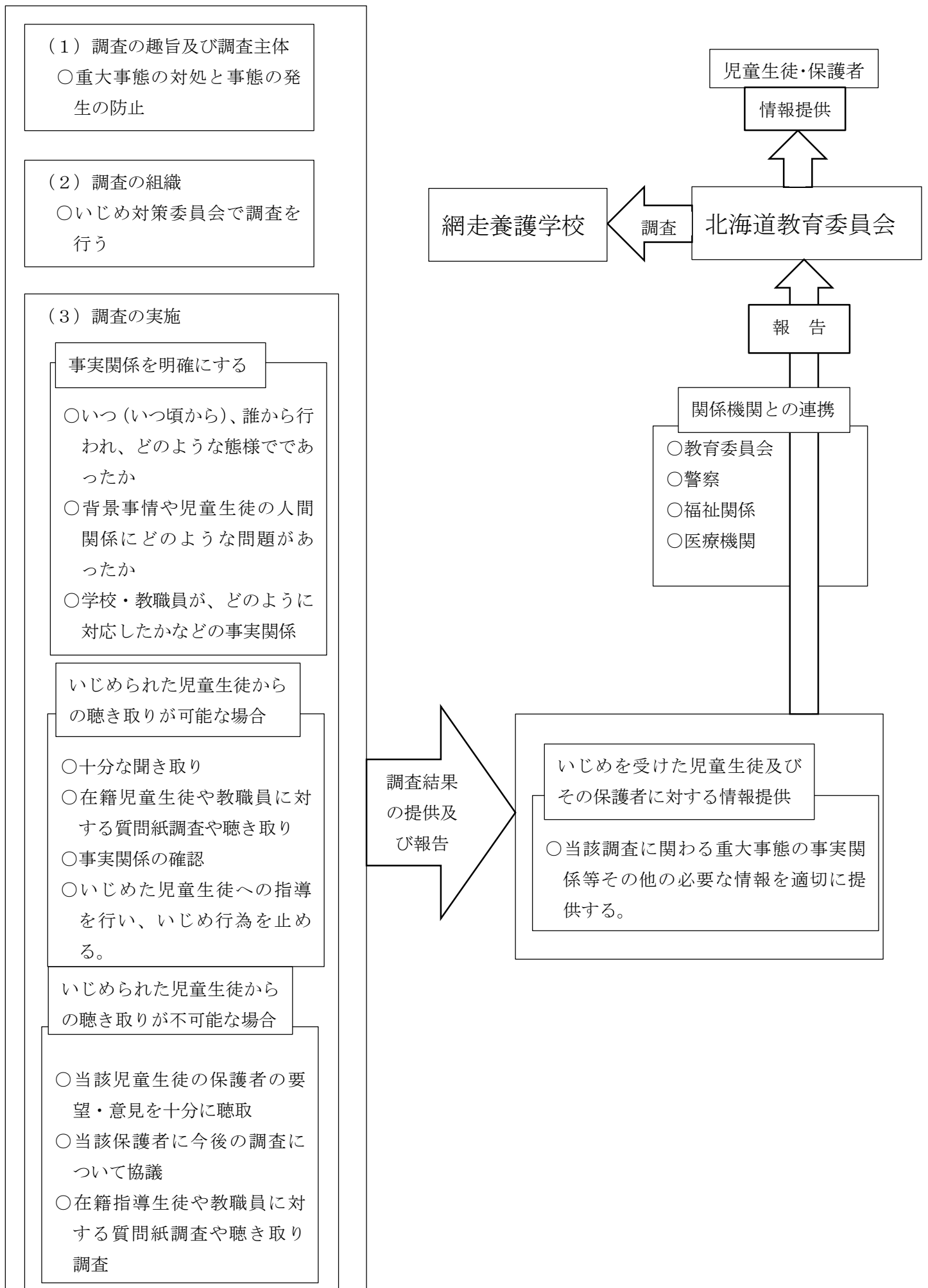
生命、心身又は財産に重大な被害

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

相当の期間

- 年間30日を目安（不登校の定義を踏まえ）とする。但し、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の判断により、迅速に調査する。
- 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

#### 4 重大事態の報告



## VI いじめ防止基本方針の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、いじめ対策委員会において適宜検証（P D C A）を行い、必要に応じて見直しを行う。

## VII 主な相談窓口

### 主な相談窓口（北海道）① 小学生・小学部生用（令和7年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター (24時間子供SOSダイヤル)  (メール相談)	北海道教育委員会 (文部科学省)	0120-3882-56 (0120-0-78310)  sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
児童相談所虐待対応ダイヤル	北海道保健福祉部 (厚生労働省)	189 (いちはやく)	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 (こども家庭庁)		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドライン	認定NPO法人 チャイルドライン ほっかいどう	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

### 主な相談窓口（北海道）② 小学生・小学部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS 相談窓口	北海道保健福祉部		平日、土曜日、祝日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 (SACRACH さくらこ)	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891  sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp	平日10:00～20:00 (土日祝日、12/29～ 1/3除く)	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086 (電話) hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247 (SMS専用) facebook.com/hokkaido.young.support (Facebook) @youngcarer2022 (X 旧:Twitter)	開設時間 平日 8:45～17:30	ヤングケアラーに関する相談ができます。

主な相談窓口（北海道）① 中学生・中学部生・高校生・高等部生用（令和7年4月）

名称	所管等	電話番号	受付	概要
子ども相談支援センター （24時間子供SOSダイヤル）  （メール相談）	北海道教育委員会 （文部科学省）	0120-3882-56 (0120-0-78310)	毎日24時間対応	いじめ、不登校、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、家庭の事情で自分の時間がとれない、ヤングケアラーに関する事など、様々な悩みを相談できます。
		sodan-center@hokkaido-c.ed.jp		
ほっかいどうこどもライン相談	北海道教育委員会		令和7年5月19日～ 令和8年3月23日 の月曜のみ 17:00～22:00	いじめ、不登校、性暴力の被害など、様々な悩みを相談できます。 対象：中学生、高校生 左記以外の相談期間 5/1～5/12毎日17:00～22:00 8/6～9/17毎日17:00～22:00 1/7～1/30毎日17:00～22:00
児童相談所虐待対応ダイヤル	北海道保健福祉部 （厚生労働省）	189 （いちはやく）	毎日24時間対応	虐待の疑いがあるなど、虐待に関する悩みを児童相談所に通告・相談できます。
親子のための相談LINE	北海道保健福祉部 （厚生労働省）		平日9:00～17:00	いじめ、不登校、ヤングケアラー、虐待など様々な家族・家庭の相談ができます。
北海道いのちの電話	社会福祉法人 北海道いのちの電話	011-231-4343	毎日24時間対応	様々な悩みを相談できます。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110	平日8:30～17:15	いじめ・体罰等について、法務局職員・人権擁護委員に相談できます。
チャイルドライン	認定NPO法人 チャイルドライン ほっかいどう	0120-99-7777	毎日16:00～21:00 (12/29～1/3除く)	18歳までの子どもが電話・チャットで様々な悩みについて相談できます。

主な相談窓口（北海道）② 中学生・中学部生・高校生・高等部生用

名称	所管等	電話番号	受付	概要
少年サポートセンター 「少年相談110番」	北海道警察	0120-677-110	平日8:45～17:30	いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもやその家族が警察に相談できます。
こころの電話相談	北海道立精神保健福祉センター	0570-064-556	平日9:00～21:00 土日祝10:00～16:00	様々な悩みを相談できます。
北海道こころの健康SNS 相談窓口	北海道保健福祉部		平日、土曜日、祝日 18:00～22:00 日曜日 18:00～翌朝6:00	日常生活や学校生活に関する悩みを相談できます。
性暴力被害者支援センター 北海道 （SACRACH さくらこ）	北海道、札幌市	050-3786-0799 または #8891	平日10:00～20:00 （土日祝祭日、12/29～1/3除く）	子どもや大人が性暴力の被害について相談できます。
		sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp		
北海道ヤングケアラー相談 サポートセンター	北海道保健福祉部	0120-516-086（電話） hokkaido.young.carer2022@gmail.com 080-9612-1247（SMS専用） facebook.com/hokkaido.young.support （Facebook） @youngcarer2022（X 旧:Twitter）	ヤングケアラーに関する相談ができます。  開設時間 平日 8:45～17:30	